

長野県外郭団体検討委員会 6団体審議結果のとりまとめ方

農業開発公社		とりまとめの視点（委員会としての審議事項）
⑨本委員会としての提言(総括)		
公社の役割／役割分担のあり方	①社会・経済状況など政策的にみた公社の業務内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 農業従事者の高齢化・減少が進む中、担い手への農地利用集積と新規就農者の確保が県農政の喫緊の課題。県は「人・農地プラン」の作成を契機として地域農業の構造改革を推進。公社は県農政の補完機関として以下の業務に取り組む <ul style="list-style-type: none"> ○農地集積のノウハウを活かして、地域におけるプランの作成支援及びプランに基づき担い手への農地利用集積を促進 ○県・市町村等が連携して誘致する新規就農者等に対して農地確保を支援 ○農業参入企業等と農地のマッチング活動等による遊休農地の活用を促進
	②他組織との競合性の有無	<ul style="list-style-type: none"> 公社は全県域での農地の売買による集積を担当し、市町村・JAは個々の市町村内の農地の賃貸借による集積を担当 不動産業者も相対取引の仲介は可能であるが、周辺農地情報を持っていないため連担した農地を確保できず、農家の作業効率を高める面的集積はできない。 県自身は農地保有合理化事業を実施できない
	③他機関(機能)に移管した場合の効果と新たな課題	<ul style="list-style-type: none"> 市町村・JAは、所管の地域を越える農地・担い手農家等の幅広い情報を持っておらず、また、公社のように売買に要する資金の無利子調達ができないため、公社と同様の機能を果たすことはできない 法による農地保有合理化法人の必置規定と出資比率50%以上等の要件があり、他の団体を指定することは実質的に困難
	④「公社の役割」(総括)	<ul style="list-style-type: none"> 公社は、全県域を対象とした農地利用調整及び面的集積ができるという独自の機能を有しており、今後も担い手への農地の利用集積及び新規就農者の農地確保について役割を担う。
経営上からみた再評価	⑤経営資源の量や配分の適切性	<ul style="list-style-type: none"> これまで長期保有地の解消（H18:13億円→H23:57百万円）や人員削減（H15:31人→H23:21人）等の組織改革を実施 平成25年11月末までに公益財団法人移行の手続きを開始しないと強制解散 強化基金の返還等により債務超過となり、正味財産が2期連続300万円未満で強制解散 公益財団法人への移行後は、長期保有地解消に伴う借入金の残額の返済に収益を充当できなくなる
	⑥経常利益等からみた施策・事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 未売却の長期保有地の早期処分（H26度目途）や、支所の統合・人員削減（H24:20人→H29:11人）を実施予定 人・農地プランに基づく担い手への農地の利用集積により、年間売渡面積の増（80ha→100ha） 公益財団法人移行時、強化基金の返還や長期保有地に係る借入金の返済に合わせて、県から約383百万円の財政支援が必要 長期保有地の処分の終了、組織改革、売買面積の増及び財政支援によりH27以降の公社経営は毎年度黒字となる見込み
⑦その他		<ul style="list-style-type: none"> 強化基金のうち、2億円を満期保有で元本保証の外国債で運用しているが、中途解約すると元本の65～70%となる 長期保有地売却差損は、制度や全国的な地価の問題であって、公社の責任に拠らせることはできず、設置者である県の責任であるなら対処しなければならない。 県の施策上、農業の振興や国際競争力のある農業を育てるならば逆に資源を投入するべき。 公社がコントロールできるリスク要因に適切に対処した上で、それでも赤字となる要因は政策上の問題である。
⑧包括外部監査人の指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> 農地保有合理化促進事業強化基金の返還、長期保有地解消に伴う借入金の残額返済、公益法人改革等の対応に対して、県の追加的な財政支援なしに事業の維持が困難である。債務の整理を行い、農地保有合理化事業を継続するためには、抜本的な経営改革を行い、その機能を維持することが必要である。改革基本方針の見直しを含めた検討が必要である。